

議案第 4 号

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する
条例について

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 29 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 6 年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 山 崎 隆 二

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例(案)

木曽地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例（平成18年木曽広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
(定義) 第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 利用者 加入者のうちインターネットサービスの提供を受けるものをいう。 (6)～(26) (略) (27) アイピー電話 インターネットプロトコル技術を利用した通話サービスをいう。 (28)及び(29) (略) (広告及び宣伝) 第24条 連合長は、公益上又は放送事業運営上必要と認めるときは、法令、再送信同意の条件、番組供給契約等に抵触しない範囲で、適正な負担を条件に、広告及び宣伝を放送することができる。 2 <u>広告及び宣伝は、映像放送とする。</u> 3 (略) (利用料) 第41条 インターネットサービスの利用者は、次の表に定める利用料（以下「インターネット利用料」という。）を納付しなければならない。 1～3 (略)	(定義) 第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 利用者 加入者のうちインターネットサービス<u>又は地域外電話</u>の提供を受けるものをいう。 (6)～(26) (略) (27) アイピー電話 インターネットプロトコル技術を利用した通話サービスをいい、<u>木曽郡内間で通信されるものを地域内電話と、木曽郡外に接続するものを地域外電話という。</u> (28)及び(29) (略) (広告及び宣伝) 第24条 連合長は、公益上又は放送事業運営上必要と認めるときは、法令、再送信同意の条件、番組供給契約等に抵触しない範囲で、適正な負担を条件に、広告及び宣伝を放送することができる。 2 <u>広告及び宣伝の種類は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) <u>木曽暮らしの情報掲示板により制作された広告（以下「文字放送等」という。）</u> (2) <u>映像放送</u> 3 (略) (利用料) 第41条 インターネットサービスの利用者は、次の表に定める利用料（以下「インターネット利用料」という。）を納付しなければならない。 1～3 (略)

4 利用料の徴収方法については、規則で定める。

(広告料)

第43条 広告及び宣伝の放送をしようとする者は、第24条第3項の承認を受けたときは、次の表に定める広告料を納付しなければならない。

広告料

<u>放送期間等</u>	<u>金額</u>
30秒以内	
1日～3日間	1,000円
4日～7日間	2,000円
60秒以内	
1日～3日間	2,000円
4日～7日間	4,000円

2 (略)

4 利用料の徴収方法、地域外電話に係る利用料の額並びに徴収方法については、規則で定める。

(広告料)

第43条 広告及び宣伝の放送をしようとする者は、第24条第3項の承認を受けたときは、次の表に定める広告料を納付しなければならない。

広告料

<u>種類</u>	<u>放送期間等</u>	<u>金額</u>
文字放送等	1日～3日間	1,000円
	4日～7日間	2,000円
映像放送	30秒以内	
	1日～3日間	1,000円
	4日～7日間	2,000円
	60秒以内	
	1日～3日間	2,000円
	4日～7日間	4,000円

2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。